

【令和4年度各会計予算の専決処分に係る市長報告説明要旨】

(R5.6.8)

まず、専決第2号 令和4年度伊丹市一般会計補正予算（第12号）についてありますが、本件は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ、13億7,096万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を967億2,576万5,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加及び変更について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入で、市税及び財産収入の増額分、地方譲与税、及び地方消費税交付金等の交付額確定に伴う増額分、並びに、寄附金の追加措置等を講じるとともに、歳出では、地域医療体制の中核となる、統合新病院の整備を進めるため、その建設費用の一部を病院事業会計へ補助するとともに、指定寄附金の追加等に伴う特定目的基金への積立て、定年退職予定者の勤務延長に伴う退職手当の減額と、一般職員退職手当基金積立金の追加等について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

次に、第2条、繰越明許費の補正では、新庁舎整備事業ほか7事業について、令和5年度に繰り越して使用できるよう、追加及び変更の措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、専決第3号 令和4年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、専決第4号 令和4年度伊丹市病院事業会計補正予算（第6号）についてありますが、本件は、過年度の新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業の補助金を、精算返還するための措置を講じるほか、病院事業への寄附、及びふるさと寄附や、統合新病院整備のための一般会計からの繰入を受けて、伊丹市病院事業基金への積立措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、

去る3月31日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、専決第5号 令和4年度伊丹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本件は、建設改良費予算の一部を、翌年度に繰り越すことになったことに伴う仮払い消費税、及び地方消費税の減により、消費税及び地方消費税納税額が増加することとなったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。